

「預ける」を考える—寄託と信託

京都大学大学院法学研究科 西内康人

暗号トークンをはじめとした無体物・情報のうち資産性のあるものは、株式などの金融資産と同様、顧客自らが管理するのではなく一定の中間者に「預ける」ことが行われている。そして、こうした状況の法的構成としては、有体物であれば寄託・信託の両方が考えられる。

では、無体物や情報という有体性のない対象については、有体物と同様に、両者が選択可能なのだろうか、また、両者を選択可能なものとして構想するべきなのだろうか。

本報告では、こういった問題につき考えることを目的とする。

このために、まず、この問題について検討しているイギリス Law Commission の「Digital Assets: Consultation Paper」を紹介する。そこでは、イギリス法上は、信託の方が問題を扱うのに適していると示されている。

これに引き続いて、こうした論拠が説得的なのか、また、無体物・情報について寄託の適格性を与える占有やこれに類似した概念を認めることができないのか考えるために、「Digital Assets: Consultation Paper」でどのように資産性のある無体物・情報を分類しているのか紹介する。その結果として、知的財産法など特別法での保護が与えられている無体物・情報とは区別される形での一般的基準として、一占有の客観的要素である事実的支配の上位概念であるコントロール概念を用いた—コントロール適格性、あるいは、競合性が、無体物・情報に財産権としての保護を与える適格として考えられることを明らかにする。

こうした議論を下敷きにしつつ、最後に日本法での寄託と信託の検討に移る。この検討に移るための準備作業として、客体の性質から法適用の範囲を考える客体アプローチと、信託や寄託という個別法令での核概念から考える個別法令アプローチがありうることを紹介し、後者を採用する場合でも前者を念頭に置くべきことを示す。その上で、寄託については、無体物・情報を対象とすることは、寄託の成立範囲の不明確化の問題、—この問題と関係するが—寄託の対象範囲の問題、寄託法の適用範囲の問題があることを明らかにする。また、信託については、従来の議論を紹介するとともに、こうした議論が、客体アプローチを念頭に置く場合には上記の競合性やコントロール適格性という比較法的基準と適合的かどうか示す。